

## 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（改正後）

### （目的）

第1条 保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として、圏域保健医療福祉推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

### （会議の名称、対象区域）

第2条 会議は圏域ごとに開催することとし、その名称、対象区域は別表1のとおりとする。

### （所掌事務）

第3条 会議は主に次の事項について所掌する。

- (1) 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること
- (2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること
- (3) 健康福祉ビジョンの推進に関すること
- (4) その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること

### （会議）

第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招集することにより開催する。

2 会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （会議等の公開）

第5条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については会議の議長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

### （報告）

第6条 会議を開催したときは、基幹的保健所等の長は、速やかにその結果を健康福祉部長あてに報告するものとする。

### （事務局）

第7条 会議の事務局は、別表1に掲げる機関から成るものとし、名古屋・尾張中部圏域においては医療福祉計画課長を、それ以外の圏域においては基幹的保健所等の長を事務局長とする。

2 前項の事務局に幹事会を置き、別表1の幹事欄に掲げる者で構成する。

3 幹事会は、会議に付すべき事項についてあらかじめ調整をするなど、会議の円滑な進行を図るものとする。

4 幹事会は、第3項に掲げる調整等の際には、必要に応じて、調整事項に係る関係者から意見を聴取することができる。

5 会議の庶務は、名古屋・尾張中部圏域の会議については医療福祉計画課及び清須保健所が、それ以外の圏域の会議についてはその圏域内の基幹的保健所等が行う。

### （その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、各圏域において基幹的保健所等の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要領は、平成30年7月30日から施行する。

別表1

名称	対象区域	事務局	
		構成機関	幹事
名古屋・尾張中部圏域 保健医療福祉推進会議	名古屋市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域	医療福祉計画課 高齢福祉課 清須保健所 尾張福祉相談センター	医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、清須 保健所次長、尾張福祉 相談センター次長、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長
海部圏域 保健医療福祉推進会議	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	津島保健所 海部福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあつては次長、 児童相談センターにあつては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の 職員を加えるものとする。
尾張東部圏域 保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター	
尾張西部圏域 保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の区域	一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター	
尾張北部圏域 保健医療福祉推進会議	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市及び丹羽郡の区域	春日井保健所 江南保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター 春日井児童相談センター	
知多半島圏域 保健医療福祉推進会議	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	半田保健所 知多保健所 知多福祉相談センター	
西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議	豊田市及びみよし市の区域	衣浦東部保健所 豊田加茂福祉相談センター	
西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議	岡崎市及び額田郡の区域	西尾保健所 西三河福祉相談センター	
西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の区域	衣浦東部保健所 西尾保健所 西三河福祉相談センター 刈谷児童相談センター	
東三河北部圏域 保健医療福祉推進会議	新城市及び北設楽郡の区域	新城保健所 新城設楽福祉相談センター	
東三河南部圏域 保健医療福祉推進会議	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	豊川保健所 東三河福祉相談センター	

別表2

<p>市町村の代表          地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）に基づき市に設置された保健所の代表          地区医師会の代表          地区歯科医師会の代表          地区薬剤師会の代表          病院協会代表（ただし、（一社）愛知県病院協会が当該圏域の会議の構成員として認めた病院の代表）          地区社会福祉協議会の代表          民生児童委員代表          社会福祉施設代表          学校保健関係者代表          職域保健関係者代表          食品衛生協会の代表          女性団体代表          警察関係代表          食生活改善協議会の代表          学識経験者          NPO・ボランティア団体代表          その他基幹的保健所等の長が適当と認める者</p>
---

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 新旧対照表（平成30年7月30日改正）

新	旧
<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>（会議）          第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を<u>構成員としてその都度招集することにより開催する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。</u></p> <p>4 <u>会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</u></p>	<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>（会議）          第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。</p> <p>2 略</p>